

## <総括モニタリングの評価方法説明書>

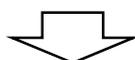
### <ステップ1>

#### ○小モニタリング等の評価点数の算出方法

- (1) 小モニタリングの評価は、274項目(別添参考資料2-3参照)の全てについて、項目間の「重要度」を設定し、モニタリング評価担当者が、◎(1点)、○(1点)、△(0.5点)、×(0点)の4段階評価を行い、各項目の重要度を勘案し評価点数を算出しています。また◎については、要求水準以上の成果がある場合であり、得点は○と同じ点数としますが、所見で評価します(今回は無し)。

※要求水準書項目別に評価回数は毎月、四半期、半期、年期毎に評価を行うなど、項目間の評価点数(回数)に偏りが出る為、これも含め重要度により勘案し調整を図っています。

- (2) モニタリング項目の階層ごとに算出した評価(%)について、設定した「重要度」で加重平均したものを本評価(最終的に%は、評価点に読み替えます)としています。



### <ステップ2>

#### ○総括モニタリングの評価方法等

- (1) 総括モニタリングの評価は、小モニタリング項目を各階層ごとに算出した評価点数を集計し、4つの大項目(章)及び3章は4つの中項目に分けて、下表の評価基準に基づき、「優」～「不可」で評価しています。
- (2) 総合評価については、総合点数を評価基準に基づいて、「優」～「不可」の評価を行い、大項目間の重要度を加味し総合的に評価しています。
- (3) 総括モニタリング総合評価は、年1回の第三者委員(外部有識者)を交えた総括モニタリング会議で審議いただき、その時頂いた第三者委員の所見も含めて取りまとめています。
- (4) 今後、総合評価、大項目及び中項目の評価点数を経年比較することで、業務履行の動向を確認し、業務の更なる向上を図っていくための指標として活用します。

注)ステップ1, 2の各評価方法については、基本的な採点の考え方を示したものであり、細かな採点基準・途中の採点評価等については、公表しておりません。

#### 【総括モニタリング評価及び基準】

評価	評価基準
優	100点～95点以上
良	95点未満～80点以上
可	80点未満～50点以上
不可	50点未満～0点
	総括モニタリング評価点数に関わらず、小モニタリングの各項目において、細部を審査する中で、必達内容等が履行されていない場合、「不可」の判断を行う場合がある。